

(様式 3 - 1)

自動販売機の設置に係る提案書

西側物件 1 (1 号機)

徳島県立阿波高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸 付 場 所		
西側物件 1 1 号機	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ 180 阿波高等学校 宿泊訓練棟 入口横		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	3. 8 4 平方メートル	年額 4 9 , 9 0 4 円	飲料(缶・ペットボトル・瓶 による販売に限る)
	そ の 他		

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1 台
(2) 応募機器の型番(メーカーカタログを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本 体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(1号機)

項目	条件	対応の 可 否	カタログ ページ	判定
大 き さ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
防 災 対 応 ※1号機・2号機の2台中1台のみ必須	大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること			
	停電時にも使用可能であること			
	災害対応型であることを表示していること			
環 境 対 策	HC (炭化水素)、又は、CO2 (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安 全 対 策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008 年 4 月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器 の 回 収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設 置 と 運 営 管 理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を随時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の 種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消 費 電 力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			

(様式 3 - 1)

自動販売機の設置に係る提案書

西側物件 1 (2号機)

徳島県立阿波高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

(1) 教育財産への自動販売機の設置者

(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸 付 場 所		
西側物件 1 2号機	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ 180 阿波高等学校 宿泊訓練棟 入口横		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	3.84平方メートル	年額 49,904円	飲料(缶・ペットボトル・瓶 による販売に限る)
	そ の 他		

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

(1) 品名及び台数 自動販売機 1台

(2) 応募機器の型番(メーカーカタログを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(2号機)

項目	条件	対応の 可 否	カタログ ページ	判定
大 き さ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
防 災 対 応 ※1号機・2 号機の2台中 1台のみ必須	大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること			
	停電時にも使用可能であること			
	災害対応型であることを表示していること			
環 境 対 策	HC (炭化水素)、又は、CO2 (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安 全 対 策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008年4月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器 の 回 収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設 置 と 運 営 管 理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を随時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の 種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消 費 電 力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			

(様式 3 - 1)

自動販売機の設置に係る提案書

東側物件 2 (3 号機)

徳島県立阿波高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料 (定額) 及び販売品目

物件番号	貸 付 場 所		
東側物件 1 3 号機	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ 180 阿波高等学校 宿泊訓練棟 入口横		
	貸付面積	基準貸付料 (定額)	販売品目
	3. 8 4 平方メートル	年額 4 9, 9 0 4 円	飲料 (缶・ペットボトル・瓶 による販売に限る)
	そ の 他		

2 機器仕様の確認欄 (「判定」欄には記入しないこと)

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1 台
(2) 応募機器の型番 (メーカーカタログを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

(3) 仕様 (必須項目)

(3号機)

項目	条件	対応の 可 否	カタログ ページ	判定
大 き さ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
防 災 対 応 ※3号機・4 号機の2台中 1台のみ必須	大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること			
	停電時にも使用可能であること			
	災害対応型であることを表示していること			
環 境 対 策	HC (炭化水素)、又は、CO2 (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安 全 対 策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008 年 4 月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器 の 回 収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設 置 と 運 営 管 理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を随時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の 種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消 費 電 力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			

(様式 3 - 1)

自動販売機の設置に係る提案書

東側物件 2 (4 号機)

徳島県立阿波高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

(1) 教育財産への自動販売機の設置者

(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸 付 場 所		
東側物件 1 4 号機	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ 180 阿波高等学校 宿泊訓練棟 入口横		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	3. 8 4 平方メートル	年額 4 9, 9 0 4 円	飲料(缶・ペットボトル・瓶 による販売に限る)
	そ の 他		

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

(1) 品名及び台数 自動販売機 1 台

(2) 応募機器の型番(メーカーカタログを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(4号機)

項目	条件	対応の 可 否	カタログ ページ	判定
大 き さ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
防 災 対 応 ※3号機・4 号機の2台中 1台のみ必須	大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断 した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担に より無料で提供できる機能を備えていること			
	停電時にも使用可能であること			
	災害対応型であることを表示していること			
環 境 対 策	HC (炭化水素)、又は、CO2 (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1 234yf) を冷媒として採用していること			
安 全 対 策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008 年 4 月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼 飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協 会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の 食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し 衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器 の 回 収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回 収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しない よう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令 に基づいて適切に処理すること			
設 置 と 運 営 管 理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭 補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を随時行い、適正な維持管理に努めるほ か、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応す ること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の 種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲 料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、 紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富 んだ品揃えとすること			
消 費 電 力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、 電流は15アンペア以下とすること			

商号又は名称

(様式 3-2)

自動販売機の設置に係る提案書
(西側物件1 (1号機・2号機))
(東側物件2 (3号機・4号機))

※同じ提案内容の場合は複数選択可（まとめて提案可能）

1 社会貢献度（過去3年以内の実績を記入すること）

※注意※

実績を証する書類等を添付すること。

実績を証する書類等の提出ができないものは記載しないこと。

実績を証する書類等の提出ができないものは記載しないこと。		評価
(1) 県内でのボランティア活動又は県事業への協力（実績） ※4件まで		
(2) 防災面での県への協力体制（実績） ※4件まで		

2 自動販売機の付加機能等（設置しようとする自動販売機の付加機能に限る。）

自動販売機の付加機能等（設置しようとする自動販売機の付加機能に限る。）		評価
(1) 省エネ法トップランナー制度のエネルギー消費効率基準達成		
達 成	未達成 （該当を丸印で囲むこと）	
(2) 防災機能		
(3) ユニバーサルデザイン ※①～⑦にないデザインを採用する場合は⑧に内容を記入すること	(可否欄に丸印を記入すること)	可否
①屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること		
②硬貨投入口が受け皿型となっていること（屋外設置の場合は選択しない）		
③硬貨返却レバーは小さな力で容易に操作できるものであること		
④硬貨返却口は片手で硬貨を取り出せる構造であること		
⑤紙幣挿入口は片手で操作できる構造であること		
⑥通常の商品選択ボタンに加え低い位置にもボタンがあること		
⑦商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること		
⑧その他（ ）		
(4) その他付加機能		

3 県内企業であること（該当を丸印で囲むこと）

県内企業であること（該当を丸印で囲むこと）	評価
徳島県内に本店・本社を 有 する ・ 有 し な い	

※評価欄へは記入しないこと。

様式に書ききれない場合は、別紙を添付すること。

(様式3-2)

自動販売機の設置に係る提案書

(○ ・ ○ ・ ○号機)

※提案する物件番号を丸印で囲むこと

※同じ提案内容の場合は複数選択可(まとめて提案可能)

1 社会貢献度(過去3年以内の実績を記入すること)

※注意※

実績を証する書類等を添付すること。

実績を証する書類等の提出ができないものは記載しないこと。

(1) 県内でのボランティア活動又は県事業への協力(実績) ※4件まで	
例) ・アドプトプログラム○○への参加 ・○○地域の環境美化ボランティア活動への参加 ・□□□□事業パートナーシップ協定締結 等	※人的・物的貢献のあった実績を明示すること。 ※箇条書きで記載すること。
(2) 防災面での県への協力体制(実績) ※4件まで	
例) ・徳島県との、災害時における飲料水の調達に関する協定書の締結 等	※人的・物的貢献のあった実績を明示すること。 ※箇条書きで記載すること。

2 自動販売機の付加機能等(設置しようとする自動販売機の付加機能に限る。)

(1) 省エネ法トップランナー制度のエネルギー消費効率基準達成	
達成	未達成
(該当を丸印で囲むこと)	
(2) 防災機能	
例) ・災害時の在庫飲料無料提供機能 ・災害情報伝達電光掲示板付き 等	※カタログに基づいた記載をすること。
(3) ユニバーサルデザイン	
例) ・硬貨を一度に複数投入できる一括投入口 等	※カタログに基づいた記載をすること。 ※様式3-1に記載された条件以外の付加機能がある場合に記載すること。 ※箇条書きで記載すること。
(4) その他付加機能	
例) ・電子マネー ・Wi-Fi ・AED 等	※カタログに基づいた記載をすること。

3 県内企業であること(該当を丸印で囲むこと)

徳島県内に本店・本社を	有する	有しない
-------------	-----	------

様式に書ききれない場合は、別紙を添付すること。